

# 令和5年度えひめグリーン・ツーリズムプロモーション事業 企画提案募集要領

## 1 業務の目的

県内農林水産業者等が経営する、農山漁村の優れた地域資源を活用した愛媛型グリーン・ツーリズムの体験メニュー及び農林漁家民宿等（以下「体験メニュー等」とする。）について、その魅力を発信するパンフレットを制作する。また効果的なPRプロモーションを行い、都市部等から農山漁村への誘客促進に繋げる。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名  
令和5年度えひめグリーン・ツーリズムプロモーション事業
- (2) 委託期間  
契約締結の日から令和6年3月6日（水）まで
- (3) 事業内容  
別添仕様書のとおり
- (4) 委託料上限額  
1,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 企画提案の参加資格

当該事業の実施に必要な能力を有し、令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録（若しくは、企画提案書の提出期限までに登録が予定されていること。）され、次に挙げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 愛媛県内に事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案募集の開始の日から審査結果を通知する日までの間に、愛媛県から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者並びに宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 県との協議に柔軟、真摯に対応でき、かつ、緊急の打ち合わせ等が必要な場合にも迅速な対応ができること。

## 4 スケジュール

本応募に係るスケジュールは次のとおり

- (1) 募集開始 令和5年4月27日（木）
- (2) 参加申込 令和5年5月12日（金）午後5時まで
- (3) 質問受付 令和5年5月16日（火）午後5時まで
- (4) 企画提案 令和5年5月30日（火）午後5時まで
- (5) 企画審査 令和5年6月上～中旬（予定）
- (6) 契約締結 令和5年7月上旬（予定）

## 5 応募書類

### (1) 参加申込

- ① 提出期限 令和5年5月12日(金)午後5時まで
- ② 参加申込書 (様式1)
- ③ 提出方法 メールまたはFAX  
※送付後、到着を確認するため、提出先に電話すること。

### (2) 質問受付

- ① 提出期限 令和5年5月16日(火)午後5時まで
- ② 質問書 (様式2)
- ③ 提出方法 メールまたはFAX  
※送付後、到着を確認するため、提出先に電話すること。  
※質問に対する回答は、メールまたはFAXにて参加申込者全員に行う

### (3) 企画提案書

- ① 提出期限 令和5年5月30日(火)午後5時まで(必着)
- ② 企画提案書 (様式任意) 7部(うち正本1部)  
・日本産業規格A4版 片面印刷
- ③ 企画提案書の構成  
・表紙に、タイトル、提出年月日、法人・団体名を記載  
・仕様書に基づき、企画提案内容を作成  
・法人・団体の概要  
(代表者、所在地、設立年月日、事業内容、事業実績)  
・費用見積書(様式任意)
- ④ 提出方法 郵送または持参

### (4) 提出先

愛媛県農林水産部農政企画局農政課6次産業化推進グループ 西脇・藤堂  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
TEL: 089-912-2514 (直通) FAX: 089-946-4584  
メール: toudou-kisaki@pref. ehime. lg. jp

### (5) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公平に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (6) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県か

ら書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。

・企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出するものとする。

なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも辞退届（様式3）を提出するものとする。また、辞退届の提出があった場合にも、提出された書類は返却しない。

## 6 選定方法

- (1) 提出された企画提案書については、別途設置する選定委員会において、別紙「評価基準」に基づき書面審査を行い、評価点数の合計点が満点の6割以上である企画提案者の中から、最も点数が高かった者を委託候補者として決定する。
- (2) 選定委員会での合計点が同点の場合は、次の要領で委託候補者を選定する。
  - ① A（優れている）の数が多い者。
  - ② A（優れている）の数が同数の場合は、B（やや優れている）の数が多い者。
  - ③ B（やや優れている）の数も同数の場合は、C（普通）の数が多い者。
  - ④ C（普通）の数も同数の場合は、選定委員会委員長による代理くじ引きにより選定。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
  - ① 見積額が、委託料上限額を超えるとき。
  - ② 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
  - ③ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。
- (4) その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で定める。

## 7 審査結果

企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果はお知らせしない。

## 8 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議を行ったうえで、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 別添「令和5年度えひめグリーン・ツーリズムプロモーション事業 仕様書」は、当該事業の最低水準を示したものである。したがって、締結する契約書に添付される仕様書は、委託候補者の企画提案書に基づく県と提案者との協議により、委託事業の内容を追加又は修正する場合がある。
- (4) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すと同時に、次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議を行ったうえで、契約を締結する。

## 9 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びに選定に係る問い合わせ等の対応に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 本要領に定められた事項に違反した場合や不正な行為が行われた場合は、失格とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。また、選定作業のため、必要最小限の範囲で複写することがある。
- (4) ホームページ「えひめグリーン・ツーリズムナビ」の Google アナリティクスについて、参加申込書を提出した者に対しては、参加申込書の提出日から、最長で令和5年5月30日(火)午後5時(企画提案書提出期限)までの期限付きで参加事業者の Google アカウントをユーザー登録し、ホームページの閲覧状況を共有することを可能とする。なお、ユーザー登録を希望する場合は、「登録を希望する Google アカウントの Gmail アドレス」と「登録を希望する期間」を事務局まで連絡することとする。

## 10 申し込み・問い合わせ先

愛媛県農林水産部農政企画局農政課6次産業化推進グループ 西脇・藤堂  
(愛媛県庁第一別館8階)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL : 089-912-2514 (直通)

FAX : 089-946-4584

メールアドレス toudou-kisaki@pref.ehime.lg.jp